

## 黙示による同意について

当組合においては、以下の事項について、従来どおりの取り扱いにさせていただくこととしましたが、これらの事項はいずれも第三者提供に該当するため、本人の同意が必要となります。

なお、加入者本人にとって利益となるもの、または事業者側の負担が膨大である上、明示的な同意を得ることが必ずしも本人にとって合理的であるとはいえないものについては、厚生労働省のガイドラインによって黙示による包括的な同意でよいこととなっています。

したがって、当組合では、以下の事項について、黙示による包括的な同意とさせていただきますので、同意をいただけない場合は、所轄の各本部・支部に申し出ていただき、特段の申し出がない場合は、同意をいただいたものとして取り扱うこととなります。

1. 「高額療養費」を被保険者からの請求手続を省略して、事業主経由で支給すること。
2. 「一部負担還元金・家族療養費付加金等」を被保険者からの請求手続きを省略して、事業主経由で支給すること。
3. 「医療費のお知らせ」を世帯まとめて、被保険者あてお知らせすること。
4. 特定保健指導の案内を事業主経由でお知らせすること。

※なお、3. の「医療費のお知らせ」につきましては、加入者本人だけでなく、家族の方の同意も要する事項となりますので、家族の方で同意されない方につきましても、所轄の各本部・支部までご連絡下さい。